

(仮訳)

プレスリリース
2024年11月14日

IAIS 執行委員会、IAIS メンバーによる国際資本基準の採択を承認し、 合算手法の比較可能性評価を終了

- IAIS の執行委員会は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) に適用する規制資本要件として、グローバルな保険資本基準 (ICS、以下「国際資本基準」) の最終版を承認した。
- IAIS の執行委員会はまた、米国により開発された合算手法 (AM) の比較可能性評価を最終化し、米国の AM は、比較可能な結果をもたらす ICS の実施のための土台を提供すると結論付けた。比較可能性評価はまた、米国における最終的な AM の実施の一環としての作業が収れんを確保する助けとなるいくつかの分野を強調した。
- ICS は、2024 年 12 月 5 日の年次総会において、IAIS メンバーによるその採択が提案される。

スイス、バーゼルー保険監督者国際機構 (IAIS) の執行委員会は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) に適用する規制資本要件として、国際資本基準 (ICS) の最終版を承認した。承認された最終版は、2024 年 12 月 5 日に開催される IAIS 年次総会において、その採択が勧告される予定である。

IAIS の執行委員会議長である有泉秀氏は、「規制資本要件としてのグローバルな国際資本基準の合意に到達することは、IAIS にとって画期的な成果である。この決定は、世界的な保険監督の強化と保険セクターの強靱性確保に対する、我々の揺るぎないコミットメントを反映している。」と述べた。

ICS は、IAIGs の監督のための共通の枠組みである ComFrame の定量的な要素を形成している。ガバナンス及びリスク管理を含む ComFrame の定性的な要素は 2019 年に採択された。

本年 [6 月に公表](#)された、モニタリング期間における最後のデータ収集に使用された ICS と比較して、最終的な ICS では 2 つの小さな修正が行われた。これらの修正は、信用リスク格付のマッピング及び非保険事業リスクの決定に関するものである。

IAIS の執行委員会はまた、米国によって開発された合算手法（AM）が ICS と比較可能な結果を提供するかについての評価を完了した。

比較可能性評価の最終化において、IAIS は、米国の AM が比較可能な結果をもたらすための ICS の実施の土台を提供すると結論付けた。暫定的な AM の比較可能性評価は、最終的な AM の実施の一環としての作業が収れんを確保する助けとなるいくつかの分野、具体的には、金利リスクの取扱い及び監督上の介入の適切なタイミング、を強調した。最終的な AM を ICS の実施として使用するにあたり、米国は、それらの分野に適切な方法で対処することにコミットしており、このことは、IAIS の ICS 実施評価プロセスにおいて検証される。

IAIS はまた、[AM の比較可能性評価に関する報告書](#)を公表した。この報告書は、評価のために踏んだアプローチを概説し、比較可能な結果を提供すると評価された分野、及び、最終的な AM の実施の一環としての作業が ICS との収れんを確保する助けとなる、いくつかの状況において異なる結果を提供すると評価された分野に関する更なる詳細を提供する。このプレスリリースは、AM 比較可能性評価報告書と併せて読まれるべきである。

最終的な AM は米国における ICS の実施となるため、その実施評価は、AM の特有性にも焦点を当てつつ、他法域における ICS 実施評価と同じタイミングで行われ（すなわち、2026 年の自己評価及び関連する法域の合意に基づく 2027 年の開始を目指している対象を絞った法域の集中的な評価）、法域による実施が少なくとも ICS を満たすか（すなわち、ICS と少なくとも同水準の健全性及び類似した監督介入のトリガーをもたらすか）について評価する整合的なメソドロジー（定性的及び定量的双方の分析を含む）の対象となる。

IAIS は、ICS への円滑な移行を確保し、[実施プロセス](#)を通じて必要なガイダンス及び支援を提供するために、引き続きメンバーと緊密に協働する。

合意された ICS は、南アフリカのケープタウンで 12 月 5 日に開催予定の IAIS 年次総会において、採択のために提示される。ICS 及び AM の比較可能性評価の最終化に関する更なる詳細は、予定された実施とともに、12 月 5 日から 6 日にケープタウンで開催される [IAIS 年次コンファレンス](#)で提示される。

リンク：

[合算手法の比較可能性評価に関する報告書](#)

[ICS の予定された採択及び実施並びに AM 比較可能性評価の結論に関するよくある質問](#)

ICS について

国際資本基準（ICS）は、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のためのグループの活動全てを対象とする連結資本基準として開発された。ICS は、IAIGs の資本十分性のグローバルに比較可能なリスクベースの尺度を提供することを目的としており、そうした尺度はグループ・ソルベンシーに関する監督上の議論のための共通言語を創出し、グループの資本基準

のグローバルな収れんを強化する。ひとたび採択されれば、IAIGs の監督のための共通の枠組み（ComFrame）の定量的な要素を形成する。ICS に関する更なる情報については、この [ページ](#) を参照。

合算手法の比較可能性評価について

2017 年 11 月に、IAIS は、法域横断的に比較可能な結果を達成する単一の ICS という究極の目標に向けて前進するための、グループの資本基準の収れんに向けた統合的な道程を含む、ICS の実施に関する合意を定めた。当該合意は、米国による合算手法（AM）のグループ資本計算の開発を認識している。2019 年 11 月、IAIS は、AM が ICS と比較可能な結果を提供するについて、ICS モニタリング期間の終了時までには評価するプロセスに合意した。2021 年 3 月、市中協議を経て、IAIS は、比較可能な結果についての定義、及び、AM が ICS と比較可能な結果を提供するかについて評価するために使用される比較可能性基準の開発の指針となる 6 つのハイレベル原則に合意した。2023 年 3 月、市中協議を経て、IAIS は比較可能性評価の [最終的な基準](#) に合意した。最終的な基準は、AM が、グループ資本を計測することを目的とし、ICS と結果において同等なアプローチとして最初から除外されることも、フリーパスが与えられることもないことを確保するように設計された。比較可能性評価についての更なる情報については、この [ページ](#) を参照。

IAIGs について

国際的に活動する保険グループ（IAIGs）は、以下の基準を用いて特定される。

- 国際的な活動：
 - 保険料が 3 法域以上で引き受けられており、
 - ホーム法域外の引受保険料総額は、グループ全体の引受保険料総額の少なくとも 10% を占める。
- 規模（3 年間の移動平均に基づく）：
 - 総資産が少なくとも 500 億米ドルである、または
 - 引受保険料総額が少なくとも 100 億米ドルである。

現在までに、18 法域の関連するグループ監督者によって 59 の IAIG が特定されている。59 の全ての IAIGs が公開されており、IAIGs の登録リストは [IAIS ウェブサイト](#) で閲覧可能である。

IAIS について

IAIS はグローバルな基準設定主体であり、その目的は、保険契約者の利益と保護のために公正、安全かつ安定した保険市場を發展させかつ維持するため、実効的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促進すること及びグローバルな金融安定の維持に貢献することである。IAIS のメンバーシップは、200 を超える法域の保険監督者を含む。詳細は www.iaisweb.org 及び [IAIS の LinkedIn](#) を参照。